

## 暴言・暴力・迷惑行為への対応について

暴言・暴力・迷惑行為は患者さんと医療関係者との信頼関係を損なう可能性があります。

このような行為により、診療、業務に支障をきたす場合は、退去を命ずる或いは警察介入を依頼することがありますのでご理解とご協力をお願いいたします。

### 暴言・暴力・迷惑行為

- 1 脅迫的な言動により来院者や病院職員に迷惑を及ぼすこと
- 2 来院者や病院職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い行為があること
- 3 解決しがたい要求を繰り返し行い業務妨害すること（必要限度を超えて面会や電話等を強要する行為等）
- 4 病院職員にみだりに接触すること、卑猥な発言など公然わいせつ行為
- 5 正当な理由もなく院内に立ち入り、長時間とどまること
- 6 医療従事者の指示に従わない行為（飲酒、喫煙、無断離院等）
- 7 病院側の了承を得ず撮影や録音をすること
- 8 謝罪や謝罪文を強要すること
- 9 院内の機器類の無断使用、持ち出し、又は器物破損行為
- 10 その他、他の病院利用者や病院の迷惑と判断される行為、および医療に支障をきたす迷惑行為

日本海総合病院長